

## 支払督促等債権回収に係る手続きの概要

### 1 生活保護費に係る債権

生活保護の適用中に、何らかの理由（※）で過払が発生した費用について、返還を求める、又は徴収するもの。

（※）具体例

生活保護法第63条： 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき

生活保護法第78条： 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるとき

### 2 相手方からの自主的な支払がない場合の強制執行の手法

債権により、①又は②のいずれかの手法となる。

① 地方公共団体が、自ら差押えによって、直接回収する方法（自力執行）

② 地方公共団体が、自ら差押えができないため、民間の債権と同様に裁判所に申立てを行い、裁判所に差押えを行ってもらい、回収する方法

①は、法律で特に認められた場合にのみ可能となる方法で、生活保護費に係る債権では、法改正により順次対象の範囲が拡大されてきた。

①の方法で回収ができない債権を、②の方法により回収することとなる。

### 3 支払督促

2②の方法によるには、事前に裁判所から、差押えの実施を認めてもらう必要があり、その手続きのうち特に簡便な方法が「支払督促」となる。

支払督促では、裁判所において、債権者（本件の場合は、本市）の主張の真偽を確認することなく、債権者の主張に基づいて、裁判所から督促の文書を債務者（本件の場合は、元生活保護受給者）に2回送付する。それぞれ所定の異議申立て期間中に債務者から異議が出なければ、裁判所に差押えを行ってもらうこと、また、差押えを行うための財産調査が可能となる。

なお、債務者が裁判所に異議を申し立てた場合は、債権者が裁判所に支払督促の手続きを申し立てた日に遡って、訴訟を提起したものとみなされる。

### 4 債務名義

差押えによって実現される請求権が債権者（本市）に存在することを公に証明する法的文書のことを指す。2②により差押えする場合には、この債務名義を取得する必要がある。

### 5 適法な（督促）異議申立て

支払督促に対して、所定の手続きに従い、法律上の誤り（異議申立書の提出先を誤った場合等）なく裁判所に異議を申し立てたことを指す。